

決定 21/CP.7

京都議定書 5 条 2 項にもとづく良好手法指針及び調整

締約国会議は、

国連気候変動枠組条約京都議定書 5 条 2 項に留意し、

ブエノスアイレス行動計画に関するボン合意を盛り込んだ決定 1/CP.3、2/CP.3、1/CP.4、8/CP.4、5/CP.6 を想起し、

条約及び京都議定書にもとづく上質の温室効果ガス目録の本質的役割を認識し、

京都議定書の 3 条にもとづく約束の遵守を確認するために、人為的排出量及び人為的除去量の推計¹における信頼性の必要性を認識し、

人為的排出量が過小推計されず、吸收源による人為的除去量及び基準年の人為的排出量が過大推計されないよう保証することの重要性を認め、

SBSTA による関連の結論と提言²を考慮して、

1. COP/MOP がその第 1 回会合で後述の決定草案-/CMP.1(5 条 2 項)を採択することを提言する。
2. 温室効果ガス目録専門家及び UNFCCC 専門家名簿に推挙されたその他の専門家と「国別温室効果ガス目録における良好手法指針と不確実性管理」と題された IPCC 報告書作成に関与した専門家の参加を得て、京都議定書 5 条 2 項にもとづく調整に関する方法論について SBSTA 第 16 回会合前に 1 回、そして会合後に 1 回、あるいはそれ以上のワークショップを組織するよう、事務局に対し求める。第 1 回ワークショップの目的は、文書 FCCC/SBSTA/2000/MISC.1 及び Add.1、FCCC/SBSTA/2000/MISC.7 及び Add.1-2 ならびに FCCC/TP/2000/1 に盛り込まれた締約国による意見提出をもとに、5 条 2 項にもとづく調整に関する方法論についての技術的指針草案を、SBSTA による第 16 回会合での検討に供すべく推敲することである。同会合において、SBSTA は第 2 回ワークショップの視野³についてさらに詳細に定めるべきこと。
3. 添付の決定草案と上記 2 項に述べられたプロセスの結果をもとに、京都議定書 5 条 2 項にもとづく調整に関する方法論についての技術的指針を、COP/MOP により第 1 回会

合で採択するよう提言することをして第 9 回会合での締約国会議による検討に供すべく完成させるよう SBSTA に対し求める。

4. 土地利用、土地利用変化及び林業に関する良好手法指針についての IPCC の作業が完了後即座に、決定 11/CP.7 に照らし、土地利用と土地利用変化及び林業による人為的排出量及び除去量の推計のための京都議定書 5 条 2 項にもとづく調整に関する方法論についての技術的指針を、COP/MOP によるその後の会合で調整に関する決定を採択するよう、第 10 回会合で提言することをして、作成することを決定する。

2001 年 11 月 10 日

第 8 回全体会合

決定草案-/CMP.1(5 条 2 項)

京都議定書 5 条 2 項にもとづく良好手法指針及び調整

COP/MOP は、

国連気候変動枠組条約京都議定書 5 条 2 項を想起し、

さらに、締約国会議の決定 1/CP.3、2/CP.3、1/CP.4、8/CP.4、5/CP.6 を想起し、

締約国会議第 7 回会合で採択された決定 21/CP.7 を考慮し、

1. 2000 年 5 月 1 日から 8 日までカナダのモントリオールで行われた IPCC 第 16 回会合で承認された、国別温室効果ガス目録における良好手法指針と不確実性管理と題された IPCC 報告書(以後は IPCC 良好手法指針と称す)を、1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドラインを精緻化したものとして是認する。
2. 1 項に言及される良好手法指針が、京都議定書にもとづく国別温室効果ガス目録の作成において附属書 I 締約国により使用されるべきことを決定する。
3. 京都議定書 5 条 2 項に言及される調整は、附属書 I 締約国により提出された目録データが不完全であるとされる、及び/ないし IPCC 良好手法指針及び COP/MOP の採択するあらゆる良好手法指針により精緻化される 1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドラインに則さない方法で作成されている場合にのみ適用されるべきものとすることを決定する。
4. 調整の計算は、附属書 I 締約国が 8 条にもとづく目録レビューに関するガイドラインに示される時間枠と手順に則って不備を修正する機会を与えられて初めて開始されるべきものとすることを決定する。
5. 調整手続きは、人為的排出量が過小評価されず吸收源による人為的除去量と基準年の人為的排出量が過大推計されていないことを保証すべく、当該締約国にとって保守的な推計となるべきことを決定する。
6. IPCC 良好手法指針と COP/MOP の採択するあらゆる良好手法指針により精緻化される 1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドラインに則って作成された完全で正確な年次温室効果ガス目録を作成するインセンティブを附属書 I 締約国に与えることが調整の意図であるということを強調する。調整の意図は、附属書 I 締約国の排出目録及び割当量計算のために目録上の問題を正すことである。IPCC 良好手法指針と COP/MOP の採択するあらゆる良好手法指針により精緻化される 1996 年改訂国別温室効果ガス目録に関する IPCC ガイドラインに則って温室効果ガス目録を推計し報告す

るという附属書 I 締約国の義務の代用とすることが、調整の意図ではない。

7. 調整済み推計は、本決定の附属書（Annex）に盛り込まれた調整に関する方法論についての技術的指針に則って計算されるべきことを決定する。このような技術的指針は一貫性と比較可能性を保証し、8条にもとづきレビューされた全ての目録を通してできるかぎり同様の問題については同様の方法が使用されることを保証すべきである。
8. 附属書 I 締約国の中の基準年目録推計に適用されるあらゆる調整は、7条 4 項にもとづく割当量計算方法に則り、3条 7・8 項に則した当該締約国の中の割当量計算に使用されるべきであり、3条 7・8 項に則した当該締約国割当量を設定した後の改訂版推計に置き換えられるべきではないことを決定する。
9. 当該附属書 I 締約国の中の約束期間中のある年の目録に適用された調整は、排出目録の年次編集と割当量の年次計算に使用されるべきことを決定する。
10. 当該附属書 I 締約国と専門家レビュー・チームの間で調整について意見相違がある場合は、その問題は遵守委員会に提出されることを決定する。
11. 附属書 I 締約国は、過去に調整が適用された約束期間中の年の目録の一部について改訂版の推計を提出してもよいが、その改訂版推計は遅くとも 2012 年分の目録と合わせて提出されることを条件とすることを決定する。8条にもとづくレビューと、専門家レビュー・チームによる改訂版推計の承認を受けければ、調整版推計は改定版推計に差し替えられるべきこと。改訂版推計について当該附属書 I 締約国と専門家レビュー・チームの間に意見相違がある場合は、その問題は遵守委員会に提出され、同機関が遵守に関する手順とメカニズムに則り意見相違を解決する。附属書 I 締約国が過去に調整が適用された目録の一部について改訂版の推計を提出できるという選択肢が、問題が最初に同定された時に、8条にもとづくレビューに関するガイドラインに示される時間枠に則って問題を修正すべく附属書 I 締約国が最大限の努力を行うことの妨げとなつてはならない。

附属書（Annex）

[決定 21/CP.7、3 項に則って推敲予定。]

脚注

京都議定書 5 条 1 項にもとづく国家制度に関するガイドラインの脚注

1. FCCC/SBSTA/2000/5 及び FCCC/SBSTA/2000/14
1. 本ガイドラインにおける「条」は、特に指定が無ければ、京都議定書の条文を指す。
2. 京都議定書 5 条 1 項にもとづく人為的温室効果ガスの排出源による排出量及び吸收源による除去量の推計のための国家制度に関するガイドラインは、ここでは、「国家制度に関するガイドライン」と称される。
3. IPCC の「国別温室効果ガス目録における良好手法指針と不確実性管理」は、国家制度に関する本ガイドライン中では、「IPCC 良好手法指針」と称される。
4. 2000 年 5 月 1-8 日、モントリオール
5. FCCC/CP/1999/7
6. 国家制度に関する本ガイドライン中では、温室効果ガス（GHG）と言及した場合、モントリオール議定書で規制されていない温室効果ガスを指す。
7. 本ガイドライン中では簡略化のため、「国別温室効果ガス目録」は単に「目録」と称される。
8. 国家制度に関する本ガイドラインの目的上、目録作成プロセスには、目録計画・作成・管理が含まれる。本ガイドラインでは、目録作成プロセスにおけるこのような段階は、本ガイドラインの 12 から 17 項に記述される国家制度により果たされる機能を明確に特定するためにのみ考慮されている。

京都議定書 5 条 2 項にもとづく良好手法指針及び調整の脚注

1. 本決定では、モントリオール議定書で規制されていない全温室効果ガスの排出源による人為的排出量及び吸收源による除去量の推計は、簡略化のため、それぞれ人為的排出量及び人為的除去量と称される。
2. FCCC/SBSTA/1999/14、51 項(i) ; FCCC/SBSTA/2000/5、40 項(b)
3. 同ワークショップの編成は資金の入手いかんによる。